

## 市民ネットワーク 川本幸立 代表質問原稿

1. 知事の政治姿勢
  - (1) 公約に対する姿勢
  - (2) 公共事業に対する姿勢
  - (3) 予算編成のあり方について
  - (4) いわゆる根回しについて
  - (5) 防衛問題と地方自治の本旨
2. 意思決定に係る公正性と透明性の確保について
  - (1) 予算編成に係る情報の開示について
  - (2) 口利きの文書化の制度化について
  - (3) 入札改革について
3. 開発行政について
4. 環境行政について
  - (1) 印旛沼ヨシ原造成事業について
  - (2) 残土・産廃・土砂採取行政について
  - (3) 生物多様性に係る施策について
5. 三番瀬漁業保障問題と三番瀬の保全
6. 八ツ場ダム事業について
7. 福祉行政について
8. 教育行政について
  - (1) 中途退学対策について
  - (2) 特別指導について
  - (3) 障がいのある児童生徒の学校への保護者のつきそいについて

千葉県緑区選出、市民ネットワークの川本幸立です。

今年度結成しました「市民ネット・社民・無所属」会派を代表して質問させていただきます。

8月末に千葉市内で開催された全国市民オンブズマン千葉大会では、47都道府県議会の内、H15~19年の5年間で議員提案の政策条例が一つもなかった4つの県の一つとして千葉県議会が紹介され、そのことが新聞でも報道されました。この報道をみて、千葉県議会でも是非、議員提案の政策条例を制定しようとする方少なくない方が思われたことと推察いたします。

2000年のいわゆる第一次地方分権改革で、それまで都道府県事務の7~8割を占めた国からの機関委任事務が廃止されたことにより、国と地方の関係は「主従」から「対等・協力」の関係になったと言われます。地方が定めた条例が法令に抵触するとして国が是正を求めてきた場合、国地方係争処理委員会の審査を経由して司法判断を求めることが可能となるなど、少なくとも、条例制定権などの面で自治体、地方議会の権限も拡大しました。

8月、私たち会派の北海道視察の折、北海道庁、苫東開発現場などとともに夕張市を訪ね、市議会議長、副議長からお話を伺いました。議会が執行機関への監視機能を果たすことが厳しく問われていることを改めて実感しました。

そもそも、憲法93条が規定する首長も議会も直接公選という「2元代表制」のもとで、首長と議会の間には国会と内閣との間にみられるような制度上の与野党関係は存在してはなりません。

地方議会は県民から付託された代表機関として首長と競い合う関係にあり、大勢の職員を補

佐機構としている公選の首長に対し、オープンな議場で徹底して説明責任を求め監視する機能、条例制定などの立法機能が求められています。

二元代表制、地方分権に基づき、監視機能、立法機能という県議会に求められる2つの機能を果たす立場から、以下質問させていただきます。

## 1. 知事の政治姿勢

### (1) 三番瀬～公約に対する姿勢について

知事は三番瀬埋め立て計画の白紙撤回を公約に掲げて01年に当選し、同年9月には計画を白紙撤回されました。2004年1月の円卓会議がまとめた三番瀬再生計画案では「三番瀬の再生には、海域をこれ以上狭めないことが原則」とすることがうたわれ、制度的な保障として三番瀬再生保全利用条例の制定とラムサール条約への登録促進が提案されました。

しかし、知事は事実上、三番瀬を次世代に継承するためのこれらの提案（保全条例の策定やラムサール登録）を2期8年の任期内に取り組むことを放棄されています。

環境省も6年間にわたり「三番瀬」の自然再生事業として千葉県にだしてきた補助金・交付金（6年間で2億2000万円）を鳥獣保護区指定の「具体的なスケジュール化ができない」との県の回答に基づき今年度からストップしました。そこで伺います。

[保全条例策定やラムサール登録へのこうした姿勢は三番瀬埋立ノーを選択した県民への公約違反だと考えるが如何か。](#)

### (2) 公共事業への姿勢

知事はH14年に行財政システム改革計画、H16年に「あすのちばを拓く10のちから」を提示されました。しかし、「10のちから」は、莫大な借金財政の元をつくった沼田前県政時代の1983年の「千葉新産業三角構想」、99年の「千葉県長期ビジョン」の上ののっかった、つまり、幕張・上総などの「外来型の拠点開発」と県都1時間構想などによる「高規格道路ネットワーク」をつくれれば、県全体が振興するという「地域振興の考え」をベースとしています。

その結果、07年度決算見込みの概要では、07年度の県債残高は約2兆5千億、内建設地方債は4分の3の1兆8千億円と、堂本知事が就任した01年から7年間で、県債残高は約3割、5800億円増えています。また、圏央道や外環道、北千葉道路などの直轄道路事業負担金は08年度からの今後10年間で1800億円も見込まれています。

高規格道路などの道路の整備は、負の側面として、郊外に大規模店の進出とさびれた中心市街地など都市のスプロール化と、マイカー利用者の増加による地方の鉄道や路線バスの廃止を生み出してきました。

しかし、大規模公共事業は、地域経済、交通体系や環境への波及効果を含めたトータルの費用便益分析、将来にわたる維持管理コストの自治体財政負担予測などについて科学的な評価が行わないまま進められてきました。そこで以下伺います。

[「千葉新産業三角構想」や「千葉県長期ビジョン」にかわる緊縮財政時代に相応しい財務管理と連結する「総合計画」が必要と考えるがいかがか。](#)

平成19年第34回世論調査の「県政への要望」でも1位から5位は災害安全、福祉、医療、

教育であり、県民の県政に対する世論調査をみても、「道路の整備」は15番目です。

県民の世論に応え、「選択と集中」の観点から、新たな高規格道路などの建設よりも、福祉、医療、教育、災害安全を優先することを明確にすべきだと考えるがいかがか。

京都1時間構想、第2湾岸道路計画を含む首都圏3環状9放射道路ネットワーク構想について、まず建設ありきではなく最新の知見をもとに県民の批判に耐えうる科学的な評価を実施すべきと考えるが如何か。

公共事業の評価こそ、事業の科学的な検討・評価を踏まえて、徹底した情報公開と住民参加で実施すべきと考えるがいかがか。

### (3) 予算編成のあり方について

予算編成について、「施策精選型の予算編成」をされると言われていますが、それならばゼロベースでの予算編成が基本となるべきです。しかし、県は「枠配分方式＝シーリング予算」を採用しています。シーリング予算の問題点は、さじ加減、数字合わせの予算編成が行われることにより、政策論争が生じないことです。

その例として、今年6月全国学力テスト結果を踏まえ外部の検証改善委員会が提案した「学校改善支援プラン」に対し、その内容が財政的措置を求めるものであったことから「委員会の提案は学校現場のみでは対処しきれないが多かった」という理由で県教委の方針には反映されなかったことが報じられたり、博物館評価で施設の補修費が不足することについて「シーリング予算故に必要な経費の請求は困難」などとの意見が交わされているなどが挙げられます。必要性の有無が政策面で検討されず、数字合わせで安易に切り捨てられているといわざるを得ません。

財政緊縮時代、これまでの事業に捉われることなく、すべての事業について原点に立ち返りその必要性をゼロベースで検証するとともに、**厳しい財政状況の中でも「選択と集中」の発想で未来志向の予算編成とするため「ゼロベース」の予算編成とすべきと考えますがいかがでしょうか。**

### (4) いわゆる「根回し」について

地方自治法の規定では自治体施策の最終決定権は議会にあります。県民への説明責任を果たす上でも、オープンな議場で議論し意思決定することが不可欠です。

ところで、たとえば2月議会で審議された乳幼児医療費助成事業の個人負担分の費用増をめぐりなげ300円に決定されたのか、その詳細な経過は不明です。

改革派知事と言われた片山善博前鳥取県知事の改革を記録した書物「改革の技術」の中に、次のような記述があります。首長の提案は「議会開会前に事実上の決定が下っている自治体が大部分だろう。幹部職員が有力議員を訪れ内々に行政の方針を伝え、正式に提案する前に了承を得る「根回し」をしておくことが一般的だからだ」「有力議員は議会の多数会派をまとめ、スムーズに議案を可決することで首長や行政に貸しをつくり、影響力を増していく」、つまり行政幹部と議会多数派の水面下の交渉で議場以外の場で決まっているということです。「大部分の自治体で行われている」と書物では書かれていますが、**こうした「根回し」を千葉県で行っているのかどうか伺う。**

また、県民への説明責任を果たし、議会重視の立場から、正式提案の前に了承を得る「根回し」など行わず、議場でオープンに議論しその結果を踏まえて決定することを基本とすべきと考えるがいかがか。

#### (5) 防衛問題と地方自治の本旨について

去る7月28日の防衛省施設内で行われた迎撃ミサイルのパトリオット・ミサイル移動展開訓練では、自衛隊習志野基地のいわゆる PAC3システムが用いられました。しかし、地元自治体の船橋、習志野、八千代市、それに千葉県には何一つ連絡はありませんでした。習志野市長はこのことについて議会で不快感を表明しています。海外ではミサイルの誤射も報道されています。

今回の PAC3システムの展開訓練について、地方自治を無視する防衛省の姿勢に対して県として国に抗議すべきと考えるが如何か。

また知事は、必要であれば防衛省にも情報提供を求めていくと答弁したが、必要を感じないのか、知事の所見を伺う。

パトリオット・ミサイルの配備をめぐる議場の質問について、知事及び県当局は一貫して、「国防に関することで、国の専管事項」としてその是非に関する答弁を回避してきました。

政府の行為によって戦争を起こさせないために国民主権とした憲法前文、特別法に関する憲法95条の規定を踏まえれば、たとえ防衛や安全保障などの重要問題であっても、住民が自ら意思表示できることは憲法の地方自治の本旨に合致するものだといえます。そこで伺います。

憲法には防衛・安全保障問題では政府に盲従するなどとは一言も書いていない。「防衛問題は国の専管事項」というその根拠を伺う。

## 2. 意思決定に係る公正性と透明性の確保について

#### (1) 予算編成に係る情報の開示について

全国各地の自治体が競って予算編成過程の公開に踏み切りつつあります。事業採択の理由と事業間の優先順位を公開することにより、厳しい財政について県民の理解を促進し説明責任を果たすことが公開の目的とされます。

千葉県においても予算編成過程（予算要求、査定）の公開をすべきと考えるがいかがか。

予算書（概要書、説明書、説明資料）は、事業項目と予算額、前年度との比較がわかる程度で、たとえば計画道路の範囲や構造を読み取ることはできません。すなわち事業の詳細、「最小のコストで最大の効果」のある予算が組まれているかを判断できず、県民から付託された責務を果たすことは困難です。そこで、予算編成段階で各部署が作成したデータ（個票）を予算書とあわせて開示する体制を組むべきと考えますがいかがか。

#### (2) 口利きの文書化の制度化について

大分県の教員採用をめぐる汚職事件で、大分県は口利きした人物名や役職名を公表する要綱を施行しました。一方、千葉県では依頼のあった議員に対し教員採用試験の本人への合否発表

後に知らせたといいますが、地方公務員法や個人情報保護条例に照らして「問題なし」とは言い切れず、県民の不信感を払拭できずにいます。

自治体職員が議員など一定の公職にある者から働きかけを受けた場合、それを記録しその情報を共有し、内容を県民にも公表し職務の公平を期すための制度が、全国各地の自治体でつくられています。一方、千葉県においては、知事部局においても議員などからの働きかけを記録し文書化したケースは過去1件もないと聞く。そこで伺います。

採用、異動、昇進、合格者情報、公共事業の受発注など県政全般について、非公式な接触によるものも含めて議員など一定の公職にあるものや団体などから職員が働きかけを受けた場合、それを記録し公表する制度を千葉県においてもつくる必要があると考えるが如何か。

### (3) 入札改革(総合評価方式)について

本年9月、県は、総合評価方式の評価内容と低入札価格調査制度を見直すことを発表しました。一方、8月末に千葉で開催された第15回全国市民オンブズマン千葉大会で、この総合評価の問題点として「不透明性」と「不合理性」が指摘され、合理的な根拠のない技術点で「逆転落札」するケース、つまり「技術点」が談合の隠れ蓑として機能する可能性が指摘されました。

昨年度の千葉県の建設工事における総合評価入札81件のうち、「逆転落札」が17件で、この17件の最低価格と落札価格の差の合計額は9047万円といえます。一方、県が作成した「総合評価方式評価結果公開要領」では、評価調書の「技術資料の審査結果」は一般には公開されず写しもとれないことになっています。そこで伺います。

総合評価方式の場合、不透明性、不合理性を排し公正さを確保するため、「評価調書」の「技術資料の審査結果」を含め「技術点」評価の詳細を公表すべきと考えるがいかがか。

## 3. 開発行政について

都市再生機構(UR)は、「平成25年までには区画整理によるニュータウン事業を終了させる」とする方針を出しましたが、現実には未だほとんど事業が進まないところが数多くあり、「事業投げ出し・撤退」が懸念されています。

しかし、このいわゆる撤退問題について、情報の開示や国会での議論も不十分です。

URによる区画整理事業の県内の現状、換地処分済20地区2559ha、施行中9地区1316ha、酒々井南部地区開発のようにこれから事業認可を受ける予定のものもあります。施行中のものには、柏北部東地区のように事業完了への見通しがまったくたないいわゆる「終わりなき区画整理事業」が各地にみられます。

そうした中、関係住民は先行き不透明なままこのいわゆる「H25年問題」に大きな不安を抱いています。「事業投げ出し・撤退」に伴い財政面、住環境などの面で自治体及び関係住民にツケがまわされることも危惧されます。そこで伺います。

都市再生機構(UR)のニュータウン事業撤退をどう県はとらえているのか、またURまかせにするのではなく、こうした県民の不安を解消するため、国交省、URに積極的に働きかけることが必要と考えるがいかがか。

## 4 . 環境行政について

### ( 1 ) 印旛沼ヨシ原造成事業

北印旛沼を横断する北千葉道路及び成田新高速事業は、絶滅危惧種サンカノゴイの生息に影響を及ぼす可能性があることから、環境大臣は生息地に係る工事を実施する前に、代償となるヨシ原造成に着手し、鳥類が生息できる環境を早期に確保し適切に管理することという異例とも言える意見を県に示しました。これを受けて県は、ヨシ原造成に関する検討報告書を作成し、代償措置として計画路線の南と北に1箇所ずつの計2箇所あわせて約8haのヨシ原造成工事に一昨年の8月着手しました。

そもそも、この人工的なヨシ原が本当に有効なのか、サンカノゴイが繁殖するのかどうか懸念されてきました。この現場を9月1日訪ね、漁業者の方からお話を伺いました。そこで以下の点について伺います。

2009年までに完成すべき南側の造成のヨシ原の生育が芳しくなく、一方、2011年に完成すべき北側のヨシ原造成予定地が良好な漁場であることから計画地が白紙に戻ったと聞きます。このままでは工事進捗にあわせたサンカノゴイの生息環境の確保は困難であり、サンカノゴイの生息が脅かされるのは明らかです。現況および今後の対応について伺う。

漁業者の方より、漁獲量が相当減少していること、魚を餌とするサギが何羽も死んでいるなどの声を聞きました。南側のヨシ原造成事業地に隣接して実施されている河川整備事業ではコンクリート廃棄物などが「リサイクル品」として再利用されており、鉄のボルトや鉄片も一緒に埋められています。漁獲量の大幅な減少と「リサイクル品」との関連が疑われます。県では今年3月詳細な水質調査を実施し直接の関連は見出し得なかったといいますが、今年の7月以降も漁獲量は減少しているとききます。魚はサンカノゴイのえさともなります。

リサイクル品の使用には慎重であるべきであり、さらなる調査、漁業者との率直な対話が不可欠と考えますがいかがか。

### ( 2 ) 残土・産廃土砂採取行政について

#### ( 2 ) - 1 残土・土砂採取行政について

昨年度、千葉県内で特定事業場に搬入されたいわゆる残土の76.2%が、県外から運び込まれたもので、その大半が東京や神奈川など首都圏からのものです。

また、2005年の国交省調査では、首都圏の工事現場から受入地へ搬出された建設発生土のうち、搬出先が指定されたものは公共工事では92.3%ですが、民間工事ではわずか16.7%にすぎません。つまり民間工事現場から発生した土砂の8割以上がどこへ行ったか分からない状況で、千葉県に大量に入ってきていると考えられます。

昨年10月の八都県市首脳会議では堂本知事が座長となり、首都圏の建設発生土に関して国に要望書を提出したということですが、知事に伺います。

東京、神奈川から大量の土砂が千葉県に入ってくる現状を踏まえ、八都県市首脳会議では、東京、神奈川に対し改善を要求すべきではないか。

次に、残土条例の改正について2点伺います。

06年アクションプラン事後評価結果報告では、課題として「本県の美しい自然を守り、残土

対策と県土の適切な利用との調和を図ることは、現在の残土条例では対応できないため、新たなシステムの構築が必要である」とあるが、現在の残土条例には何が欠けていると考えるか。また新たなシステムとは具体的に何を指すのか。

残土条例に、次の3点を盛り込むべきと考えるがどうか。

- 1 点目、周辺住民の同意
- 2 点目、崩落事故を起こした事業者に対する土砂の撤去および原状回復命令
- 3 点目、第三者機関による立地基準審査制度を導入

次に千葉県環境影響評価条例について伺います。

条例では、開発事業に対し面積要件が大きすぎる結果、網にかからないケースが大半を占め、千葉県の環境破壊を増幅させていると考えます。そこで伺います。

現行の条例では、自然公園等の区域外の土砂等の埋め立て事業は面積40ha以上、また砂利等採取事業では採取場面積30ha以上が評価対象であるが、両事業とも10ha以上を対象とするなどして対象を拡大すべきと考えるがどうか。

## (2) - 2 産廃行政について

### 富津市の太平興産大塚山の管理型産業廃棄物最終処分場について

千葉県は、現場一帯の地層が水を透さない岩盤であるとして、遮水シートを敷かない構造で許可を出しました。しかし、05年に第2処分場で汚水漏れが発覚し、高濃度の塩化物イオンが検出されたため、06年埋め立て停止を勧告。昨年より汚水くみ出しを始めています。地元住民は漏洩箇所の特定制と抜本的な漏洩防止対策がないまま、新たな第3処分場の許可を出さないよう千葉県に要請していましたが、昨年12月、住民の裏をかくようにこっそりと第3処分場の許可が出されました。今月使用前検査も終わり、今日明日にも搬入が開始されようとしています。そこで伺います。

他の漏えい個所の把握もできず、抜本的対策も見いだせない状況で、新たな処分場の操業を認めることはきわめて不適切である。第3処分場は凍結すべきと考えるがどうか。

処分場の閉鎖・廃業後、汚染防止対策が継続されることを千葉県はどのように保障するのか。

住民と事業者と千葉県・富津市が同じテーブルについて、対等な立場で随時課題を協議する関係者協議会を設置すべきと考えるがどうか。

富津市田倉の安定型産業廃棄物最終処分場をめぐる裁判で安定型最終処分場について「有害物質の混入は不可避」とする判決が今年7月、確定しました。田倉の安定型処分場について、環境汚染に関する厳しい判決が確定したわけですが、県はどのように受け止め、今後の審査においてどのように対応するのか。

## (3) 生物多様性に係る施策について

今年6月生物多様性基本法が施行されました。千葉県ではこの基本法施行に先立ち、今年3

月生物多様性千葉県戦略が策定され、4月には生物多様性センターが発足しました。県戦略では「すべての県施策を対象とした生物多様性に関する政策評価を導入します」とし、産廃最終処分場の設置等の開発についても生物多様性保全の仕組み作りに取り組むとあります。

そこで以下伺います。

千葉には三番瀬の泥干潟、印旛沼のサンカノゴイ生息地、残土や産廃処分場化計画のある千葉の原風景とも言える谷津田など、生物多様性の面で危機にひんしている現場が多数あります。こうした現場に足を運び生物多様性に関する評価をすることは、多くの県民が待ち望んできたことです。これら事業の評価について具体的にどのようにかわるのか伺う。

今年度、生物多様性ちば県戦略推進のための条例の検討をしますが、その検討の進捗状況はどうか。また基本法のような「理念」ととどまるのではなく、生物多様性千葉県戦略が確実に実行されるような実効性を持つ内容とすべきと考えますがいかがか。

## 5. 三番瀬漁業補償問題と三番瀬の保全

三番瀬転業準備資金住民訴訟で2005年10月の千葉地裁判決は、「市川二期埋立計画」に関連した昭和57年の千葉県企業庁、市川市行徳漁業協同組合（漁協）、千葉県信用漁業協同組合連合会（信漁連）・千葉銀行の金融機関の間の「3者合意」について、「本件融資の融資額全額を融資する必要性があったとは認めがたいことに加えて、本件埋め立て計画が実現しない場合に、県に多額の債務が無限定に発生する構造になっており、経済性の発揮という、地方公営企業の経営の原則（地方公営企業法3条）にも反することから、契約内容の相当性を欠くものといわざるを得ず、県企業庁長の裁量権を逸脱するものとして、瑕疵があるといわなければならない」と「3者合意」の違法性を指摘しました。

知事は過日「瑕疵を重く受け止める」と答弁したが、これでは違法性の認識は不明です。知事は判決が指摘した「3者合意」の違法性をどうとらえ今後に生かそうとしているのか伺う。

今回の東京地裁による調停内容及び調停に至る経過について不透明な部分が多々あります。しかし、公金投入という事態を受けて、今回の調停内容について県及び議会は、県民への説明責任を果たす義務があります。その立場から以下伺います。

行徳漁協分について、県は補償アドバイザーの提言に沿って55.6億円を主張したが、「約30年間の長期間にわたる労苦と様々な負担等を考慮して総額60億円を賠償金とする」ことになったといえます。

漁協の主張の妥当性について、県として漁協の言い分を鵜呑みにすることなく独自の調査を実施すべきと考えるが、どのような調査を実施し、その結果はどうだったのか伺う。

また、調停額と県が補償アドバイザーの提言に沿って提示した額との差額4.4億円増の根拠と内訳について伺う。

さらに県民からすれば調停金額と転業準備資金借入金及び利息の合計額45億円との差額分15億円（＝60億円-43億円・融資元金-2億円98年11月以降利息）の根拠がまったく理解できません。納得できる説明を求めます。



昭和 57 年当時、市川 2 期地区埋立事業は、昭和 56 年 4 月策定の「千葉県第 2 次新総合 5 力年計画」に位置づけられていたものの、埋立面積や土地利用目的などは未定で埋立ての具体的な計画はありませんでした。そうした時期にこの問題の発端となった転業準備資金の融資を漁協が望んだことがこの始まりという。そうであれば当然、漁協は埋立計画が具体化していないことを承知していたと思われます。また、違法性のある「三者合意」にかかわった当事者として、漁協、金融機関はそれぞれ単なる被害者、第三者的立場ではない、その責任が問われてしかるべきと考えます。

信漁連は倫理綱領で「法令やルールの厳格な遵守」を掲げています。しかし、漁協と密接な関係にある信漁連は融資元金を大幅に上回る 56 億円の利子収入を得ています。漁協は民法所定とは言え市場金利を上回る 5%の割合で遅延損害金を得ることになる。

調停結果及び補償アドバイザー提言をみても漁協、金融機関が違法性のある「三者合意」にかかわった当事者としてその責任が問われていない。問われるべきと考えるが如何か。この調停の交渉過程で漁協、金融機関の責任についてどのように話し合われたのか伺う。

県企業庁はすでに支払った利息分 56 億円に加えて調停金額 66 億円を支払うことになるがそもそもそうした体力があるのか。まわりまわって県民の税金で負担することにならないか。その担保はあるのか。

## 6 . ハツ場ダム事業について

9 月 11 日、熊本県の蒲島知事が川辺川ダム計画の白紙撤回を表明しました。「東のハツ場、西の川辺川」と呼ばれる 2 大巨大ダム建設計画の一角を崩す知事の英断は全国から賞賛を浴びています。

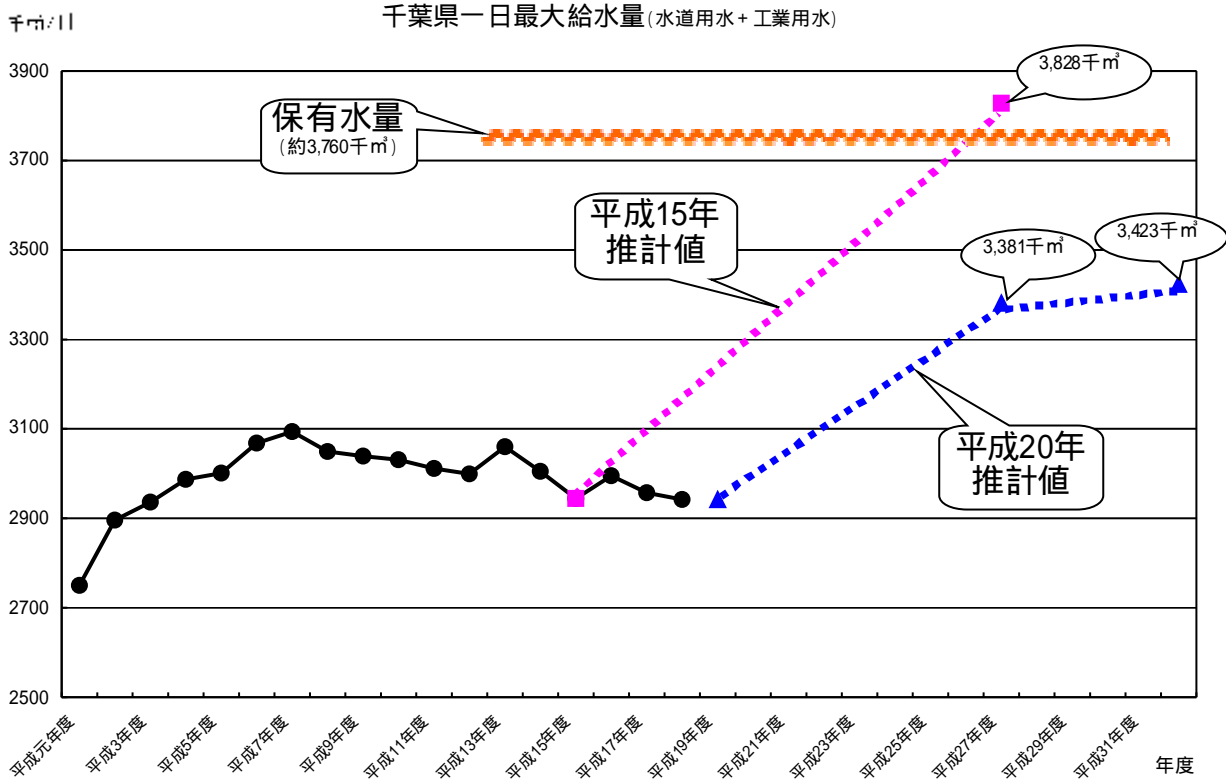
蒲島知事は現地を再三訪れ、国交省はもちろん、有識者、県民、関係市町村の意見を徹底的に聴き、その結果として判断を下したのです。知事はこう発言しています。「生命・財産を守るためのダム建設という価値観ではなく、球磨川そのものがかけがえのない財産であり、守るべき宝なのではないか」「ダムによらない治水対策を極限まで追求すると同時に、都市工学の叡智を結集して川とともに生きるまちづくりを目指すことも必要になる」

堂本知事はこの蒲島知事の決断に対し、どのように感じられるでしょうか？知事自らのお答えをお願いします。また、知事はハツ場ダムの建設現場である吾妻溪谷に行くつもりはありますか？

次に千葉県長期水需給についてうかがいます。

このたび水政課では平成 15 年に作成した「千葉県の長期水需給」を見直し、新たに平成 32 年度を目標年度とした見通しを発表しました。その内容は、私たちが再三指摘してきた過大予測をさすがに改め、ある程度下方修正したものになっています。

平成 27 年度の 1 日最大給水量予測を例にとると、水道用水は、平成 15 年の推計よりも 39 万 m<sup>3</sup>少なく、工業用水では 5 万 7 千 m<sup>3</sup>少なく、合計で 44 万 7 千 m<sup>3</sup>も少ない見通しになっています。これはハツ場ダムの県内事業体の参画水量 1 日約 23 万 m<sup>3</sup>の実に 2 倍の下方修正です。もはやハツ場ダムに参画する意義は完全になくなったと思われるが、見解はどうか？



続いて、江戸川・中川緊急暫定水利権についてうかがいます。

灌漑期中川の農業用水の豊富な戻り水を江戸川へ引き、非灌漑期は江戸川自身の余裕のある自流を組み合わせ、これら水源を江戸川・中川緊急暫定水利として使い始め44年経過しました。第4次フルプランでは水供給の見通しを勘案しながら解消を図る水源という位置づけでしたが、第5次フルプランでは「湧水等緊急時に活用」する水源と変わりました。しかるに千葉県は「供給目標の中に入っていない、水量が明記されていない」などの理由から、いまだに不安定水利権としての位置づけです。しかし、実際は44年間、千葉県と東京都に日量50数万m³を1年を通して安定的に供給し続けてきた立派な水源です。安定的な水源とみなせば、ハッ場ダムに参画しなくても水源が確保できるのではないのでしょうか。

江戸川・中川緊急暫定水利権を、現状に応じて安定水利権と位置づけるよう国に認めさせるべきと考えるがどうか。

7. 福祉行政～児童デイサービス

障害者自立支援法が完全実施された2006年10月以降、児童デイサービスは乳幼児を7割以上受け入れている型と、学齢児を3割以上受け入れている型の2種類に分けられ、乳幼児の療育に特化する方向が打ち出されたため、学齢児を多く受け入れている型は報酬単価が大幅に切り下げられました。その結果経営が苦しくなった事業所が多く、千葉県ではこの2年間で5箇所もの事業所が廃止されました。

一方で、障害をもつ子どもにとって、家庭や学校以外の第3の居場所としての児童デイサー

ビスのニーズはますます高まっており、2年間で新設された事業所は県内で31箇所にのぼります。

しかし、型は障害児施設再編までの経過措置と位置づけられており、来年9月以降の存続が危ぶまれ、利用者や事業所に大変な不安を巻き起こしています。

一部の都県では、東京都の「心身障害者(児)通所訓練等事業」、埼玉県「特別支援学校放課後対策事業」のように、障がいのある子どもの放課後活動事業を実施しています。

千葉県においては、一昨年6月議会で市民ネット山本友子議員が、障害児の放課後活動についてなんらかの支援策を講じることはできないかと質問したところ、堂本知事より前向きな答弁がありましたが、その後動きが見えません。

そこであかいます。

児童デイサービスについて、学齢児を含め更に充実を図るよう国にはたらきかけるとともに、本県でも独自に取り組むべきと考えるがどうか。

## 8. 教育行政について

### (1) 中途退学対策について

学校は社会に出るための準備の場です。そのために学校は生徒を守り育てる場のはずです。しかし県立高校においてH14~18年度の中途退学者数は2400~2700人、退学率2.5~2.6%で推移しています。

県立高校で退学率10%を超える学校の一つ、卒業時には学年の生徒数が入学時の半分になるという学校を訪ねました。

中途退学者が多数出る背景に、生徒が小中学校段階でつまづき、学習に集中・持続が困難、生活習慣の乱れや対人関係が作れない、また家庭の教育力不足、保護者自身の問題意識が希薄、経済面での不安定さ、などがあることの説明を受けた。それに対して1クラス20人程度の少人数授業の実施、生徒一人一人に応じた指導、相談などの対応をしているということですが、生徒が抱えてきた小中学校、家庭環境の課題のすべてに高校が向き合わざるを得ない実態にあるという話を伺いました。

ところで、07年度の全国学力・学習状況調査の結果について県教委の依頼を受けて独自に分析した第三者委員会「千葉県検証改善委員会」が指摘した小中学校段階での学校改善支援プランがあります。この委員会では子供の努力に還元されない学力格差が厳然と存在し、それはもはや学校現場だけの力では解消できるものではなく、行財政支援とともに取り組むことが必要だとの立場から、3つの提案をしています。

一つは、社会経済的に恵まれない地域に対して教員加配や教育予算の重点化などの行財政支援を行う。

二つ目は、非通塾の生徒が多い中学校に対して教員を増員するとともに、経験豊富な教員を厚く配置する。

三つ目は、とりわけ学力の低い層に対する支援など、各学校において授業研究や放課後の学習サポートを積極的に実施する。

ということです。

そこで、高校の中途退学への対応が緊急に必要とする立場から以下伺います。

高校での中途退学の防止の取り組みに、小中学校段階での検証改善委員会の3つの提案は有効と考えますが県教育委員会の見解はどうか。また今年度の「学校改善支援プラン」の取り組み内容と今後の計画はどうか。

高校において、特別な指導を必要とする生徒への対応としてスクールカウンセラーの常駐化やスクールソーシャルワーカーの派遣を学校が要望していますが、学校の状況に応じて要望にこたえるべきではないか。

## (2) 特別指導について

県立高校において、生徒がいわゆる問題行動を起こした場合、教育効果に十分配慮した指導の一環として懲戒処分を含む「特別指導」が内規に基づき行われていると聞きます。内閣府が実施したアンケートへの県の回答によれば、H18年度は千葉の県立高校で、内規に基づく措置による自主退学が190件、自宅謹慎1787件、学校内謹慎575件あったといえます。

実は、ある生徒の保護者の方から、生徒と先生との校内での特別指導中に、「先生の特別指導中の密室で机をひっくり返したり、威圧的な態度を見て、子供は完全に（先生を）信頼できなくなり退学を決意した」という訴えを聞きました。これが事実だとすれば特別指導の名による暴力であり「自主退学」の強要に他なりません。特別指導には「第三者の目」もありません。この事実関係の確認を含めて、各学校が作成している内規の内容、個々の特別指導内容などについて県教委に問い合わせたところ、県教委は一切これらの情報を持っていないといえます。そこで伺います。

県教委は、特別指導による自主退学の実態について把握すべきと思うがどうか。

個々の特別指導の中にこそ各学校が抱える様々な課題が示されていると考えます。特別指導は一つ間違えば「自主退学」の強要になりかねません。

各学校と情報を共有し、必要な支援施策を検討するためにも、各学校の内規と個々の特別指導の内容を把握する必要があると考えるがどうか。

## (3) 障がいのある児童生徒の学校への保護者のつきそいについて

今年、特別支援学校を除く公立小中学校の障がいのある児童生徒の保護者の付添の実態について把握しようと、県議会事務局に依頼して県内の市町村を対象に調査したところ、7市町村が「保護者の付添の実態あり」、5市町村が「調査していないが学校からの報告等で実態として把握している」、1市が「付添の実態はない」、43市町村が「調査していない」というものでした。

昨年12月の第4回千葉県人権施策推進委員会で報告された事例では、学校から付添いを求められた保護者が働くこともできず、過労で体調がわるくなくても病院に行くこともできない実態が報告されています。保護者が付添できなければ子どもは学校や学校行事に参加できないことになりかねません。つきそいが強要された場合、生活権、生存権、教育権にかかわる問題となることは、保護者からの訴えで県も認識していると考えます。

県は、保護者からの「就学に係る手続きにおいて、保護者の付添・介助を普通学級就学の条件にすることはあってはならないことを、市町村教委に徹底し、その例があるか調査すること」

との要望に対し、市町村教育委員会の自治事務であることを理由に調査を実施しませんでした。  
また、県教委は各市町村教委に対し「学校、教育委員会、保護者の3者で適切に対応するよう」と助言に努めているとしています。

そこで伺います。

保護者のつきそいについて調査していない市町村教育委員会に対して、調査の実施を助言すべきと考えるがいかがか。